

安心な暮らし、安全な街づくりは地域の防犯意識から



君たちも社会の一員だ

● ● ● 家庭と社会のルールを守ろう ● ● ●

発行:全国読売防犯協力会 協力:警察庁、警視庁、公益社団法人全国少年警察ボランティア協会

時代とともに社会環境が変化している現在では、子どもたちにとって有害な物や情報があふれています。私たち大人がこれらの有害な因子を取り除くとともに、家庭では子どものしつけやルール作りを、コミュニティでは、家庭、学校、地域等が連携して、青少年の健全育成に取り組んでいきましょう。



「万引き」はどろぼう!まさに犯罪!

- 万引きは犯罪です。窃盗罪(刑法235条)で、10年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。
- 「見つかったらお金を払えば大丈夫」「あやまればお店の人はゆるしてくれる」などと安易に考えてはいけません。盗んだことに変わりありません。
- 直接万引きをしなくても、以下の行為も犯罪になります。
 - “万引きをすすめる・やらせる”⇒教唆(刑法61条)
 - “万引きを手助けする(見張りなど)”⇒幫助(刑法62条)
 - “万引き品をもらう”⇒盗品無償譲り受け(刑法256条)
 - “万引き品を買い取る”⇒盗品有償譲り受け(刑法256条)
- お店では、商品売って生計を立てています。その商品がなくなるということは深刻な問題です。万引き被害が多いため閉店してしまうお店もあります。



いじめは“しない”“させない”“見逃さない”

- あなたが相手に何かすることによって、相手が「嫌だな」と思うことがいじめに該当します。
- いじめをする人、だまってそれを見ている人など、人としてひきょうです。いじめは絶対許されない人権侵害です。
- 「いじめられる人にも原因がある」なんてことはありません。いじめる人が悪いのです。
- 「いじめていると思わなかった」といっている君。相手が「イヤだ」「つらい」「悲しい」など心身の苦痛を感じていたら、それはいじめです。

! ネットいじめには入らない

- ネットでの悪口は言葉の暴力です。
- グループで仲間はずれにする、無視することもいじめです。
- 人の悪口を書き込んだり、個人情報(名前、住所、電話番号など)、写真や動画を勝手に公開したりしてはいけません。
- ネットに流れた情報は完全に消すことはできません。
- 自分がされて嫌なことは、相手にもしてはいけません。

! いじめに悩んでいるあなたへ

- ひとりで悩まず、がまんしないで、勇気を持って家の人や先生に相談しましょう。
- 親や先生に相談できないときは、以下の相談窓口から電話やメールで相談してください。



都道府県警察の少年相談窓口

検索 🔍

<http://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>



暴力反対!刃物所持は犯罪!

- どんな理由があろうと、暴力で解決しようとしてはいけません。暴力では物事は解決しません。
- 気に入らないからといって、人に暴力をふるうことは暴行(刑法208条)や傷害(刑法204条)などの犯罪です。
- 護身用のためにといい、ナイフやカッターナイフを持ち歩くことは犯罪(銃砲刀剣類所持等取締法22条違反等)です。
- 刃物を持ち歩いてきたために、トラブルから相手を刺してしまったという事例もあります。



薬物 持ってるだけでも重大な犯罪!

- 覚せい剤や大麻、その他の違法薬物は非常に作用が強く依存性の高いもの。
- 1回でも手を出したら、薬が切れた時に、不安感、イライラ感がつづり、繰り返してしまい、いつの間にか自分ではやめられなくなってしまいます。
- 薬物をやめた後でも、ストレスなどで幻覚・幻聴をおこし、「フラッシュバック」という後遺症に一生苦しみます。
- 薬物は人間の一番大切な脳を破壊し、内臓などが侵され、体に重大な影響を与えます。
- 覚せい剤や大麻、その他の違法薬物は、持っているだけでも犯罪です。
- 友だちや先輩など身近な人からの誘いには、「いいです・大丈夫です」などあいまいな言葉は使わず、「いらない」「いやだ」ときっぱり断りましょう。



飲酒・喫煙は成長を妨げる!

! お酒を飲むとどうなる?

- お酒(1%以上のアルコールを含む)を飲むと、胃や腸で吸収され血液で全身に運ばれ、酒酔いを起こします。
- お酒を飲みすぎると、急性アルコール中毒を引き起こし、死に至ることもあります。
- 未成年の飲酒は、成長期の身体に悪影響を及ぼすおそれがあります。

! たばこを吸うとどうなる?

- たばこには、ニコチン、タールなど多くの有害物質が含まれています。
- たばこを吸うと、食欲がなくなる、肌が荒れる、動悸がする、血圧が上昇するなど身体への悪影響があります。
- たばこに含まれるニコチンには、強い依存性があり、喫煙が習慣になってしまいます。



薬物やお酒、たばこを誘われたら、
「いらない」と勇気を持って断りましょう。

公共物へのいたずらや落書きは犯罪!

- いたずらのつもりでも、学校、公衆トイレ、歩道橋、駅などの公共物を壊したり、落書きをすると犯罪(建造物等損壊・刑法260条、器物損壊等・261条)になります。
- 落書きなどで被害者から損害賠償請求されることもあり、物によっては高額な賠償金を請求されることもあります。
- 損害賠償は加害者が未成年なら、親権者(親)が払わなければなりません。



放置自転車でも人の物!乗れば犯罪!

- 駅や道路、公園などに置かれている他人の自転車を無断で乗り回すことは、犯罪(窃盗・刑法235条)になります。
- 乗り捨てられた放置自転車を乗り回すことも犯罪(遺失物等横領・刑法254条)になります。
- 通学や遊びに行くとき、自分の自転車がなくなっていたらどんな気持ちになりますか? 相手の気持ちを考えてみてください。



サボりぐせが非行の落とし穴!

- 学校が面白くない、勉強がきらいといって学校へ行かず遊びまわっていると、ますます学校が嫌いになってしまいます。
- サボりぐせがつくと、学校の友だちも自分の周りから離れていってしまい、大人たちからは信用されなくなってしまいます。
- 学校をサボってゲームセンターや歓楽街をブラブラしていると、不良グループや暴力団などから悪い影響を受けるおそれもあります。
- サボりぐせは大人になっても尾を引きます。勉強、部活など学校生活を維持してサボりぐせがつかないようにしましょう。



ネットでの出会いは危険!

- ネットの掲示板やSNS(会員制交流サイト)は、多くの人と知り合うことができますが、中には犯罪をたくらむ人も潜んでいます。
- SNSでの出会いから、わいせつ行為をされたり、わいせつ写真を撮られるなどの事件も起こっています。
- SNS等を通じ、安易に見ず知らずの人と会ったり、連絡を取るのはやめましょう。
- 写真など個人情報を掲載するのも注意してください。



保護者の皆さまへ

- 子どもの健やかな成長は、家庭から始まります。子どもとしっかり向き合い、かかわっていくことが必要です。
- 親(保護者)から受け入れられ、認められ、見守られているという安心感が、子どもの行動を落ち着いたものにします。
- 子どもとの対話をかかさず、子どもの言い分を真剣に聞いてください。
- 子どもは自分の心の内をうまく表現できません。頭ごなしに叱らないでください。
- 家庭はもっとも身近な社会です。家庭でのきまりを守らせ、子どもにも家庭での役割を持たせ、それを実行したときにはほめて、子どもに自信を持たせてください。
- 子どものしつけ、言い付けは積み重ねが大切です。繰り返し繰り返し、言い聞かせてください。
- 子どもの問題行動は、周囲から認められたい、かまってほしいという、切実な願望や欲求の表れです。子どもの心の声を聞けるよう、子どもとしっかり向き合ってください。
- 子どもの友だちの悪口を言わないでください。子どもにとって友だちとの関係は、親や兄弟にもまして重要なつながりです。
- 子どもが同世代の者に受け入れられ、認められていると実感することは、生存を左右されるほど重要なことです。



「安全・安心の街に」Y読売センターは地域の防犯活動を推進しています



YCIは「子ども110番の店」に登録しています



配達集金の際、不審者に注意します



警察署の協力を得て防犯チラシ等を配布します



配達集金とは別に町内を巡回しています

Y読売センター
あなたの街の読売センターからお届けしています



ボーケンくんは安心して暮らせる街づくりを応援します

発行 / 全国読売防犯協力会
〒100-8055 東京都千代田区大手町1-7-1
読売新聞東京本社販売局 販売企画調査部内 03-3216-9024
<http://bouhan-nippon.jp>

1806/2550M